

諮問番号：平成29年度諮問第42号

答申番号：平成29年度答申第44号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原処分（生活保護申請却下処分）には、次の点において裁量の逸脱濫用があるから、取り消されるべきであると主張する。

- (1) 審査請求人は、保護申請に係る居室（以下「本件申請地」という。）を借り、寝具、テーブル、ストーブ、洗濯機、食器棚等を持ち込み、1週間に4日程度本件申請地で起臥寝食をする。ガス供給契約を締結し、近所で買い物をし、本件申請地で折り紙をするなど単に寝泊まりの場所として滞在するものではない。
- (2) 審査請求人は、1週間に3日程度、他市の別住居に滞在することもあるが、一時的な引っ越し費用の捻出が困難なためであり、保護が決定すれば、当該住居を引き払う予定である。
- (3) 他市での滞在は、室内の片付けや定期通院のためである。他市の職員との連絡は、処分庁から他市での保護を半ば強要されたためで、他市での保護を望むものではない。他市の別住居は、保護受給ができずに家賃が払えず、本件申請地を追い出される可能性があるために引き払うことができないもので、今後は、本件申請地に係る市内での通院も予定している。
- (4) 生活保護法は、居宅保護の原則を採用しており（生活保護法第30条第1項）、居住実態は、住民票の記載のみならず、生活実態や本人の意思に鑑みて総合的に判断されるべきである。本件申請地は、審査請求人が1週間の多くを生活し、生活基盤を置いており、審査請求人は過去にも処分庁に保護申請を行い、居住の意思は明確で、その存在は顕著である。

2 処分庁の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり本件申請地に居住しているとは認められず、処分庁は保護の実施機関に当たらないから、原処分に違法又は不当な点はない。

- (1) 生活保護法第19条第1項は、保護の実施機関がその所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して、保護を決定しなければならないと規定し、厚生労働省次官通知では、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合の居住地とは、要保護者の居住事実が

ある場所をいうものである」とされている。

- (2) 審査請求人は、1週間の4日程度を本件申請地で居住し、居住地であると主張するが、居住地とは客観的な事実関係により定まる。処分庁は、保護の申請後に居住実態の調査を行ったが、生活用品は4つのみで使用の様子もなく、ライフラインの契約もなかったし、審査請求人は、夜は本件申請地にいない、他市の別住居に帰るなどと発言し、居住事実の継続性がないことを自認している。よって、本件申請地に居住しているという客観的事実は認められない。
- (3) 審査請求人は、居住実態は、生活実態や本人の意思に鑑みて総合的に判断されるべきであると主張するが、本件申請地の退去を命じられたときのために別住居にいても述べているから、本件申請地は安定した居住地ではないことを自認している。主観的意思是、居住事実の客観性が不鮮明な場合に解釈上補足的に援用されるもので、審査請求人には本件申請地での居住事実は客観的に認められないから、審査請求人の主観的意思を援用する余地はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 保護基準によると、保護の実施機関が保護の実施責任を有する居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであるとされているところ、原処分は、本件申請地が居住事実のある居住地ではないと判断されるとして行われたものである。

処分庁は、申請がなされた後、本件申請地において実態調査を実施し、室内には、テレビ、敷布団、炬燵及び洗濯機のみが置かれ、これらの家財道具はほとんど使用しないか全く使用していない状況で、電気、ガス及び水道の供給契約はなされていないことを確認しており、こうした事実関係から、本件申請地を生活の本拠地として居住していたものということとはできないとして行われた原処分には違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は、居住実態は、生活実態や本人の意思に鑑みて総合的に判断されるべきであり、本件申請地に居住の事実は認められないとした原処分は、裁量権の逸脱濫用があると主張するが、居住の事実は、被保護者の希望、願望といった主観的意思のみをもって判断されるものではなく、本件申請地は、客観的にみて居住の事実があるということとはできないから、当該主張には理由はない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年12月6日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、その管理に属する所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して、生活保護法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない（生活保護法第19条第1項）、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされている（同法第24条第3項）。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであるとされている。なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、その場所を居住地として認定することとされている。

そこで、本件についてみると、処分庁は保護申請を受けた後、審査請求人の任意代理人の立会いの下に本件申請地の実態調査を実施し、テレビ、敷布団、炬燵及び洗濯機のほかに主な家財道具は見当たらないこと、これらの家財道具もほとんど使われていないこと、電気及び水道の供給契約はなされていないことなどについて確認していることが認められる。

また、本件に現れた事実関係によれば、審査請求人は他市内に別住居を確保し、同市内の病院に通院していること、同市に対し同市を居住地とする公的医療費の支給認定申請を行っていることが認められる一方、審査請求人が同市内の別住居を一時的な便宜のために利用しつつも、将来、本件申請地において起居を継続していくことが期待されると認めるに足る特段の事情も窺われない。

こうした事実関係に基づき、審査請求人が本件申請地を生活の本拠地として居住しているものとは認められないとして原処分を行った処分庁の判断には、特に不合理な点はみられず、その裁量権の行使に逸脱濫用があったとはいえない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛
委員 八 代 眞 由 美